

**くろまぐろ型TACに関する東京都計画（試行）
（第3管理期間）**

平成29年9月1日 公表

第1 太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 東京都において太平洋くろまぐろは、釣り漁業や定置網漁業を中心に漁獲されるが、資源状況がこれまでの最低水準付近になっていることから、同資源の保存及び管理を通じて安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量における東京都の数量について、漁業実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 2 漁獲可能量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実行措置を講じるため、同資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 3 また、漁獲可能量について東京都に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、太平洋くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、国又は関係道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 4 太平洋くろまぐろの適切な保存及び管理を図るため、漁業者間の自主的取り決めを支援し、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

第2 太平洋くろまぐろの漁獲可能量について東京都に定められた数量に関する事項

太平洋くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚 (以下「小型魚」という。)	9.6トン
太平洋くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚 (以下「大型魚」という。)	国の基本計画第5の1の(2)に定めるように、我が国全体の漁獲量が5,132トンを超えないよう管理する。

※1 小型魚について、全国において、3,423.5トンの数量を超えたときには、東京都に定める小型魚の数量が消化されていなくとも、その時点における東京都における採捕の実績をもって、東京都の小型魚の数量とする。

※2 第3管理期間に係るくろまぐろ型のTACに関する基本計画（試行）（以下、「基本計画（試行）」という。）第3により、我が国の漁獲上限から

差し引く必要がある場合には漁獲可能量の改定を行うこととされている。このため、基本計画（試行）の第5のくろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項が改定された場合には、東京都計画の第2の東京都に定められた数量を改定するものとする。

第3 太平洋くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項
定めなし。

第4 太平洋くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項
東京都では、第2に示した知事管理数量を遵守するため、以下の保存管理措置を講ずるものとする。

1 一本釣り漁業、曳き縄等（定置網以外の漁業）

(1) 通常時

- ・ 1. 5キログラム未満で生きている個体の放流に努める。

(2) 第2に示した知事管理量の漁獲上限の目安の7割到達時

- ・ 操業時間短縮又は操業回数（日数）抑制の実施に努める。
- ・ 1. 5キログラム未満で生きている個体の放流に取り組む。

(3) 第2に示した知事管理量の漁獲上限の目安の8割到達時

- ・ 操業時間短縮又は操業回数（日数）抑制の実施に取り組む。
- ・ 1. 5キログラム未満で生きている個体の放流に取り組む。

- (4) (1) から (3) の取組み状況について、漁業者ごとの記録を求め、履行を確認する。

2 定置網漁業

(1) 通常時

- ・ 1. 5キログラム未満で生きている個体の放流に努める。

(2) 第2に示した知事管理量の漁獲上限の目安の7割到達時

- ・ 網起こし回数の抑制実施に努める。
- ・ 1. 5キログラム未満で生きている個体の放流に取り組む。

(3) 第2に示した知事管理量の漁獲上限の目安の8割到達時

- ・ 網起こし回数の抑制実施に努める。
- ・ 各定置網における漁獲が100キログラム以上、3日間連続した場合、箱網開放、垣網撤去、網上げ等（休漁相当）の実施に努める。
- ・ 30キログラム未満で生きている個体の放流に取り組む。

- (4) (1) から (3) の取組み状況について、漁業者ごとの記録を求め、履行を確認する。

3 水産庁提示ルールに基づき漁獲量を報告するため、関係漁協に対し、所属組合員の漁獲量を取りまとめて東京都へ報告するよう周知徹底する。

4 漁獲量の報告は、沿岸くろまぐろ漁業（広域漁業調整委員会指示による承認制）、定置網漁業、その他漁業（混獲）別に管下の漁業協同組合分（漁業協同組合に所属していない漁業者については直接報告を求めるなど別途個別対応）の漁獲量報告を取りまとめ、小型魚・大型魚ともに一般社団法人漁業情報サービスセンターに報告する。

報告頻度は、月末締め翌月末までの報告を基本とし、漁獲状況に応じて報告頻度をあげていくこと（概数報告）とする。なお、漁獲が積みあがった場合は第5に定める報告体制により行うこととする。

5 第2に示した知事管理数量の消化状況に応じて7割で注意報、8割で警報を発出し、9割に達した際は操業自粛を要請するとともに管下漁業者団体及び関係漁業者への周知及び指導を行うものとする。

6 遊漁者及び遊漁船業者に対して、以下の取り組みを行う。

① 遊漁者の取り組みについて周知を図る。

② 漁業者に対して警報などを発出した場合には、速やかに情報提供を行い、漁業者の取り組みに歩調を合わせた対応を要請する。

③ 漁業者に対して操業自粛要請を発出した場合には、遊漁に対しても操業自粛要請を発出する。

第5 その他太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

1 第2に示した知事管理数量が積みあがった場合には、次のとおりの頻度・体制で報告を求め、漁獲状況を把握することとする。

① 5割を超え6割に達するまで：月3回（1～10日、11日～20日、21日～末日）

② 7割を超えた場合、水揚げした日ごとに当該水揚げ日から3日以内

2 上記1に基づく報告を求めた場合には、速やかに集計値を漁協等、東京都内関係者へフィードバックするとともに、水産庁に通知する。